

答申(案)

外ラクトール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類(注1)	0.3
大豆	0.2
小豆類	0.2
えんどう	0.3
そらまめ	0.3
らっかせい	0.2
その他の豆類(注2)	0.3
ばれいしょ	0.2
さといも類(やつかしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.05
てんさい	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.3
クレソン	0
はくさい	0.1
キャベツ	0.05
非キャベツ	1
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.1
たまねぎ	0.05
にんにく	1
アスパラガス	0.1
にんじん	0.05
その他のせり科野菜(注4)	0.1
トマト	0.1
ピーマン	0.1
その他のなす科野菜(注5)	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
ほうれんそう	0.3
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
その他の野菜(注6)	0.05
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
もも	0.1
ネクタリン	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	0.1
すもも(プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	0.1
ひまわりの種子	0.05
べにばなの種子	0.1
綿実	0.1
なたね	0.05
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類(注7)	0.1
その他のハーブ(注8)	0.1

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らっかせい及びスライス以外のものをいう。

(注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、非キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フルシラゾール(Flusilazole)

農薬名 フルシラゾール

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農業/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 エルゴステロールの生合成過程において、2,4-メチレンジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することにより、菌類の正常な生育を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	インポートトレランス申請:とうがらし/うどんこ病、かんきつ類/柑橘そうか病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。 米国において大豆、えだまめ等に、カナダにおいてりんご、バナナ等に、E Uにおいてオレンジ、ぶどう等に、オーストラリアにおいてぶどう、さとうきび等に、ニュージーランドにおいてみかん、オレンジ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.14 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルシラゾール (ただし、畜産物に関してはフルシラゾールとその代謝物[bis(4-fluorophenyl)methyl]silanol)										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>57.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>20.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	22.4	幼小児(1~6歳)	57.3	妊婦	21.1	高齢者(65歳以上)	20.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	22.4										
幼小児(1~6歳)	57.3										
妊婦	21.1										
高齢者(65歳以上)	20.1										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報、消費者庁協議等手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
小麦	0.2	0.1		0.2		
大麦	0.2	0.1		0.2		
ライ麦	0.2	0.1		0.2		
とうもろこし	0.01			0.01		
そば	0.2			0.2		
その他の穀類	0.2	0.05		0.2		
大豆	0.05			0.05		
てんさい	0.05	0.01		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.3		IT		0.3 韓国	[0.22(とうがらし)](韓国)
みかん			IT		0.1 ニュージーランド	
なつみかんの果実全体	0.1		IT		0.1 ニュージーランド	[0.06-0.09(n=4)](ニュージーランド)
レモン	0.1		IT		0.1 ニュージーランド	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1		IT		0.1 ニュージーランド	[0.06-0.09(n=4)](ニュージーランド)
グレープフルーツ	0.1		IT		0.1 ニュージーランド	[0.06-0.09(n=4)](ニュージーランド)
ライム	0.1		IT		0.1 ニュージーランド	[0.06(マンダリン)](ニュージーランド)
その他のかんきつ類果実	0.1		IT		0.1 ニュージーランド	
りんご	0.3	0.2		0.3		
日本なし	0.3	0.2		0.3		
西洋なし	0.3	0.2		0.3		
マルメロ	0.3	0.2		0.3		
びわ	0.3	0.2		0.3		
もも		0.05		0.2		
ネクタリン	0.2	0.05		0.2		
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.05		0.2		
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.5				
ぶどう	0.2	0.5		0.2		
バナナ	0.03	0.1		0.03		
ひまわりの種子	0.1	0.05		0.1		
なたね	0.1	0.05		0.1		
その他のオイルシード		0.05				
その他のスパイス		0.05				
牛の筋肉	0.1	0.01				推:0.086
豚の筋肉	0.1					[牛の筋肉を参照]
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1					[牛の筋肉を参照]
牛の脂肪	1	0.01		1		
豚の脂肪	1			1		
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1			1		
牛の肝臓	2	0.02		2		
豚の肝臓	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2			2		
牛の腎臓	2	0.02		2		
豚の腎臓	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2			2		
牛の食用部分	2	0.02		2		
豚の食用部分	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2			2		
乳	0.05	0.01		0.05		
鶏の筋肉	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の筋肉	0.2			0.2		
鶏の脂肪	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の脂肪	0.2			0.2		
鶏の肝臓	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の肝臓	0.2			0.2		
鶏の腎臓	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の腎臓	0.2			0.2		

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の食用部分	0.2	0.01		0.2		
その他家さんの食用部分	0.2			0.2		
鶏の卵	0.1	0.01		0.1		
その他の家さんの卵	0.1	0.01		0.1		
干しぶどう	0.3	1		0.3		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推:」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

フルシラゾール	
食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.01
そば	0.2
その他の穀類(注1)	0.2
大豆	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
その他のなす科野菜(注2)	0.3
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注3)	0.1
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3
びわ	0.3
ネクタリン	0.2
あんず(アブリコットを含む)	0.2
ぶどう	0.2
バナナ	0.03
ひまわりの種子	0.1
なたね	0.1
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(注4)	0.1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分	2
豚の食用部分	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.2
その他家さんの筋肉(注5)	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他家さんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他家さんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他家さんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他家さんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.1
その他の家さんの卵	0.1
干しぶどう	0.3

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスバイス以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)「その他家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

※うめ、おうとう(チェリーを含む。)その他のオイルシードについては、現行基準が削除される。

ペントキサゾン(Pentoxazone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	オキサゾリジンジオン系の除草剤。クロロフィル生合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害する。その結果として、光存在下で活性酸素を発生させることにより、細胞構成成分の酸化的な破壊をおこし、細胞構造を破壊して植物を枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	適用拡大申請: ヒエ/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.23 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 23.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ペントキサゾン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ペントキサゾン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#)
その他の穀類	0.05		申			<0.01, <0.01(ひえ)
魚介類	0.08		申			推:0.074

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
「作物残留試験」欄に「推:」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

(別紙2)

答申(案)

ペントキサゾン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
その他の穀類 ^{注)}	0.05
魚介類	0.08

注)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。